

再苦情申立て書

令和5年3月13日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由木 文彦 殿

1. 苦情申立て者の住所氏名

〒245-0062 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町302

TEL 045-861-7100

商号又は名称 (株)神奈川フェンス土木

代表者名 代表取締役

大関 隆吾 輝

2. 苦情申立てに係る措置

競争参加資格停止の期間及び措置対象地域

令和4年12月26日～令和5年3月25日まで(3ヶ月)

地域2(東北支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

3. 再苦情申立ての趣旨及び理由

① 再苦情申立ての趣旨

令和5年2月1日付苦情申立て回答書による無効取消要求に対し応じられない理由は、他の処分との整合性に欠けるため矛盾すること。苦情に対し理由を示していないこと。の2点があるので、改めて取り消しを求める。

② 再苦情申立ての理由

回答書の理由の2行目、本契約…以下、6行目過失が判断されるとして措置要件2「過失による祖雑工事等」に該当する。ための処分となっていますが、令和5年1月23日付で貴社東北支店は7. 法令遵守等に該当しないのではとの評定内容の説明を求めた、令和5年2月1日付の「工事等成績評定に係る説明書(回答)」では全く同様の理由を示した上で監督員に対する「職務執行妨害」と「その他契約違反」に該当する事実が判明したと判断したとして最も重い減点20を受けました。

神奈川県横浜市戸塚区汲沢町302
株式会社神奈川フェンス土木
代表取締役 大関 隆吾輝 様

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 由木 文彦

再苦情申立回答書

令和5年3月13日付けで提出された再苦情申立書に対して、次のとおり回答します。

1 競争参加資格停止又は警告等の概要

(1) 競争参加資格停止期間又は警告等の概要

競争参加資格停止3ヶ月（令和4年12月26日～令和5年3月25日）

(2) 措置対象地域

地域2（東北支社が所掌する区域）

2 再苦情申立てに対する回答

再苦情申立て書において、『本社は措置要件別表等1の2（過失による粗雑工事等）に該当するとし、東北支社は4の（契約違反）に該当する。との判断は整合性に欠け矛盾しています。』とありますが、本契約において、再三にわたり監督員より現場代理人に対して注意喚起や指示・改善請求をしたにもかかわらず状況が改善されず、元請負人として施工体制のあり方や現場管理に問題があったことは「監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた」ものであり、更には、監督員が指摘するまで、設計図書不適合箇所の発見の報告もなく、かつ、遮音壁の支柱間隔の不足・超過やコンクリート板の破損等、設計図書不適合箇所も多数あったことは「その他の契約違反に該当する事実が判明した」ものと判断されるものであり、これらの事実起因して、「競争参加資格停止等事務処理要領」別表第1措置要件2「過失による粗雑工事等」が発生したと判断されることから、貴社に対し、競争参加資格停止措置を講じたものであり、東北支社からの説明内容と何ら矛盾は生じておりません。

なお、東北支社による工事成績評定は「請負工事成績評定要領」に基づき実施しており、「競争参加資格停止等事務処理要領」上の「契約違反」を根拠にしたものではなく事実誤認があります。

また、再苦情申立て書において『写真などを提示しての詳細な事実の説明や価格変更については、その他の事項についても同様とする。という一つの言葉で片付ける一方的な結論のみで誠実さもなく、到底承服できるものではありません。』とありますが、令和5年1月25日付けの苦情申立て書に記載されている理由については、そのいずれも一部の写真に対しての一方的な弁明に過ぎず、その弁明のみをもって、本件措置を取り消す理由にあたるものではないと回答したものであり、再苦情申立て書においても、新たな事実等を示されたものではなく、本件措置を取り消す理由にあたるものではありません。

以上より、本件措置の取り消しには応じられません。

以 上